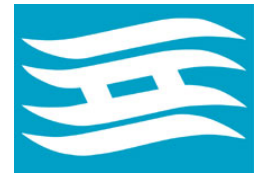


兵庫県公報

令和4年6月10日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
○ 兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	3
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	3
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（公営住宅管理課）	4
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例（同）	5
○ 水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例（警察本部地域企画課）	5

公布された法令のあらまし

◎職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 子育てと仕事の両立を支援するため、会計年度任用職員等の育児休業の取得要件を緩和することとした。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が原則1回から原則2回とされることに伴い、規定の整備を行うこととした。

◎兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。

◎使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 家畜伝染病予防法に基づく豚熱予防注射について、家畜防疫員による注射に加えて知事が認定した獣医師による注射を実施することに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行うこととした。
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、長期優良住宅建築等計画の認定制度に加えて長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されることに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 配偶者又は生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅の入居に係る収入の要件の緩和の対象となる者の範囲を拡大することとした。
- 2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正により、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者のほか、委託されている児童（里親である入居者又はその同居者に委託されている児童をいう。以下同じ。）がある者についても特定優良賃貸住宅の入居の要件を満たすこととされたことを踏まえ、県営住宅において委託されている児童と同居することができるよう所要の整備を行うこととした。

◎本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）

住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正により、本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例に定める知事が本人確認情報を利用することができる事務の一部が、同令に定める知事が本人確認情報を利用することができる事務に追加されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

海域等におけるスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故等を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の安全の確保をより一層推進するため、プレジャーボートの操船に係る危険行為の規制の範囲を拡大し、当該行為に対する罰則を強化するとともに、酒気を帯びた状態で推進機関を用いて推進させる方法によりプレジャー

ボートを操船する行為を禁止し、当該行為に対する罰則を設ける等、所要の整備を行うこととした。

条 例

職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第33号

職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号ア(ア)中「という。)(」の右に「当該子の出生の日から第4条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「2歳」を「当該子の2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ その養育する子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該会計年度任用職員等が第2条の4第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている会計年度任用職員等であって、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子について、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の4第3号中「当該子の1歳到達日（当該子を養育する会計年度任用職員等が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員等の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「該当するとき」の右に「（当該会計年度任用職員等が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第2条の2第2号ウに規定する会計年度任用職員等に該当するときは次のア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては次のイに掲げる場合に該当するとき）」を加え、同号ア中「（当該会計年度任用職員等が」の右に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の右に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該会計年度任用職員等が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員等が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員等の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該会計年度任用職員等が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員等が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5中「当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員等であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に会計年度任用職員等に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「とき」の右に「（当該会計年度任用職員等が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第2条の2第2号ウに規定する会計年度任用職員等に該当するときは第1号及び第2号のいずれにも該当するとき、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に該当するとき）」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 当該子について、当該会計年度任用職員等が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該会計年度任用職員等の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該会計年度任用職員等が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条を削る。

第4条の見出し中「再度」を「3回目以降」に改め、同条中「既にした」の右に「2回の」を加え、「子の出生の日から前条の期間内にした最初の」を「同項各号に掲げる」に、「再度の」を「更に」に改め、同条第5号中「第2条の5」を「前条」に改め、同条第6号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「会計年度任用職員等が、当該育児休業に係る子について」を「ものが」に、「会計年度任用職員等に」を「職員に」に改め、「伴い」の右に「、当該育児休業に係る子について」を加え、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（既にした2回の育児休業に含まない育児休業の期間）

第4条 育休法第2条第1項第1号に規定する条例で定める既にした2回の育児休業に含まない育児休業の期間は、57日間とする。

第12条第1号中「第4条第1号ア」を「第3条第1号ア」に改める。

附 則

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行の日から施行する。



兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第34号

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条、第9条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第35号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第4の27の部中(3)の款を(4)の款とし、(2)の款の次に次のように加える。

(3) 豚熱予防液 交付手数料	法第3条の2第1項の規定により作成された豚熱に関する特定 家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定した獣医師が行う豚熱 予防注射に係る豚熱予防液の交付	1頭につき70円
--------------------	---	----------

別表第4の65の部(1)の款中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「計画」という。)を「建築等計画」という。)又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この部において「維持保全計画」という。）に、「住宅に係る計画」を「住宅に係る建築等計画又は維持保全計画」に、「新築に係る計画」を「新築に係る建築等計画」に、「又は改築に係る計画」を「若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同部(2)の款中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「基づく計画」を「基づく建築等計画又は維持保全計画」に、「計画(」を「建築等計画又は維持保全計画(」に、「新築に係る計画」を「新築に係る建築等計画」に、「又は改築に係る計画」を「若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同部(3)の款中「計画の」を「建築等計画の」に改め、同部(4)の款中「基づく計画」を「基づく建築等計画又は維持保全計画」に改め、同部備考1中「計画の」を「建築等計画の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「計画に」を「建築等計画に」に改め、同部備考2中「計画の」を「建築等計画又は維持保全計画の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同部備考2の表(1)の款中「新築に係る計画」を「新築に係る建築等計画」に、「又は改築に係る計画」を「若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同表(2)の款中「又は第6号」を「、第6号又は第7号」に、「新築に係る計画」を「新築に係る建築等計画」に、「又は改築に係る計画」を「若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の27の部中(3)の款を(4)の款とし、(2)の款の次に次のように加える改正規定 公布の日
- (2) 別表第4の65の部の改正規定 令和4年10月1日



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第36号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第1条第3号に規定する所得」を「第1条第4号に規定する所得」に改める。

第7条第2号中「第9条第1項第1号」の右に「及び第35条第2項」を、「同じ。）」の右に「又は委託されている児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親である入居者又は同居者に委託されている児童をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3号イ(7)h中「第1条第2項」を「第1条第1項」に、「被害者又は」を「配偶者からの暴力又は」に、「暴力を」を「同条に規定する暴力（以下「配偶者等からの暴力」という。）を」に、「又は(b)」を「から(d)まで」に改め、同号イ(7)h(a)中「一時保護又は」を「一時保護、」に改め、「による保護」の右に「又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護」を加え、同号イ(7)hに次のように加える。

- (c) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所又は配偶者暴力防止等

法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「配偶者暴力相談支援センター」という。）による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている者

(d) 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所その他知事が別に定める行政機関又は配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者

第7条第3号イ(エ)中「子」の右に「(委託されている児童を含む。(オ)において同じ。)」を加える。

第9条第1項第1号中「(以下「同居親族」を「又は委託されている児童(以下「同居親族等」に改め、同項第3号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第14条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第35条第2項中「における同居親族」を「に同居した親族」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条、第9条及び第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「県営住宅条例」という。）第4条第1項（県営住宅条例第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による県営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをする者及び県営住宅条例第5条各号（県営住宅条例第6条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる理由がある場合において施行日以後に県営住宅の入居の申込みをする者について適用し、施行日前に開始された県営住宅条例第4条第1項の規定による県営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び県営住宅条例第5条各号に掲げる理由がある場合において施行日前に県営住宅の入居の申込みをした者については、なお従前の例による。



本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第37号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の9(1)中「第2条第1号に規定する県営住宅の家賃、県営住宅条例第19条第1項第1号若しくは第2号の敷金、」を「第2条第4号に規定する特別賃貸県営住宅に係る」に、「第47条第3項若しくは第4項」を「第47条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第38号

水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「ボートを」を「ものを」に改め、同条に次の2号を加える。

(11) 動力船 推進機関を有するプレジャーボートをいう。

(12) 動力船の操船 推進機関を用いて推進させる方法により動力船を操船することをいう。

第6条第3項中「警察官」の右に「又は海上保安官（以下「警察官等」という。）」を加える。

第8条第4号中「第16条」を「第18条」に、「第17条」を「第19条」に改める。

第9条第3号中「酒に酔った状態その他の」を「アルコールの影響その他の理由により」に、「と認められる場合には、」を「おそれがある状態で」に改める。

第13条第1項第1号中「及び第15条」を「並びに第15条及び第16条」に改め、同項第4号中「警察官」を「警察官等（当該水難事故等が海域及び海浜以外の海域等におけるものである場合にあっては、警察官。次項及び次条第3項において同じ。）」に改め、同条第2項中「警察官」を「警察官等」に改め、同条第3項第3号中「酒に酔った状態その他の」を「アルコールの影響その他の理由により」に改め、「がある」の右に「状態にある」を加え、同条第4項中「前項各号」を「第3項各号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 プレジャーボートが動力船である場合における前項の規定の適用については、同項第3号中「アルコール」とあるのは、「酒気を帯びた状態又は薬物」とする。

第14条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「機関を用いて推進するプレジャーボート」を「動力船」に改め、同条第3項中「警察官」を「警察官等」に改める。

第15条第1項中「にプレジャーボートを接近させる」を「の付近においてみだりにプレジャーボートを疾走させ、急転回させ、縫航させる」に、「危険を及ぼす」を「対して危険を覚えさせるような」に改める。

第25条中「第21条」を「第24条」に改め、同条を第31条とする。

第24条中「第17条」を「第19条」に、「第16条」を「第18条」に改め、同条を第30条とする。

第23条第1号を次のように改める。

(1) 第17条第1項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者

第23条第2号中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第29条とし、第22条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

第28条 第15条第1項の規定に違反した者（動力船の操船により同項に規定する行為をした者を除く。）は、50万円以下の罰金に処する。

第21条の前の見出しを削り、同条を第24条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条の次に次の2条を加える。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定に違反した者（動力船の操船により同項に規定する行為をした者に限る。）

(2) 第16条第1項の規定に違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合においてアルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態にあったもの

(3) 第16条第2項の規定に違反した者（薬物の影響により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をした者に限る。）

第26条 第16条第1項の規定に違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第20条を第23条とし、第19条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例の適用除外)

第22条 水難事故等の防止に関し、この条例の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している公安委員会規則で定める市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、公安委員会規則で定める。

第18条中「第16条」を「第18条」に改め、同条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(酒気帯び操船等の禁止)

第16条 何人も、海域等において、酒気を帯びた状態で動力船の操船をしてはならない。

2 何人も、前項に定めるもののほか、海域等において、薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をしてはならない。

3 何人も、前2項に定めるもののほか、海域等において、アルコールの影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態でプレジャーボートの操船をしてはならない。

(危険防止の措置)

第17条 警察官は、動力船に乗船し、又は乗船しようとしている者が、前条第1項の規定に違反して動力船の操船をするおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をす

ることができる。

- 2 警察官は、プレジャーボート操船者が前条の規定に違反してプレジャーボートの操船をするおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまでプレジャーボートの操船をしてはならない旨を指示する等、海域等における危険を防止するため必要な応急の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)
- 2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第19条第1項中「又は第8条の規定」を削り、同条第2項を削る。

第20条中「、第18条又は前条第1項（第4条第6項に係るものに限る。）」を「又は前2条」に改める。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。